

震災復興・日本経済再生に向けた総合経済対策

平成 23 年 6 月 14 日
公明党震災復興総合経済対策本部

I はじめに

日本経済は、3月11日に発災した東日本大震災の影響もあり、1—3月期の実質GDP成長率は、年率マイナス3.7%の大きな落ち込みとなった。さらに、未曾有の大震災の影響は甚大であり、被災地の生産の減少やサプライチェーンの立て直しの遅れ、原子力発電所の事故に伴う電力供給の制約、自粛ムードによる消費者心理の悪化などもあり4—6月期もマイナス成長になることは不可避の状況にある。まさに日本経済は予断を許さない。

平成23年度第一次補正予算は、被災地の復旧のための緊急措置に限定されており、総合的な経済対策にはなっていない。

政府は、被災地の復旧・復興とあわせ日本経済の再生に向けた総合的な経済対策の策定を急ぎ、速やかに第二次補正予算案を編成すべきである。

公明党は、被災地の復旧復興に関する考え方については、すでに「人間の復興へ——東日本大震災復旧復興ビジョン」(5月26日)において明らかにしているが、それに加えて、以下の通り、日本経済全体の再生に向けた総合経済対策について、提言を行うものである。

II 対策の視点

- 被災地の復興、事業再生…被災企業の再生が遅れると、生産拠点の海外移転など産業の空洞化を招くとともに、国際的な競争力を失う恐れあり
- エネルギー供給制約への対応…“第三次エネルギー危機”を回避
- 消費マインドの回復…将来の希望と安心につながる需要創出策の提示
- 日本ブランドの復活…風評被害の払拭と「ものづくり・日本」の強化

Ⅲ 対策の基本的な考え方

- 一時的な復興需要にとどまらず、生活基盤となる雇用を生み出す「産業の再生」を目指す
- 被災地における本格的な復興や「災害に強いまちづくり」のための社会インフラ整備など、積極的に公共投資を実施する
- 民需主導の経済成長の実現こそ日本経済復活のカギ。企業活動を回復させ、消費者の潜在的需要を掘り起こす
- 企業の純貯蓄（2010年中 32.6兆円）など民間資金を活用する

Ⅳ 具体的な政策提言

(1) 企業の再生支援

◆二重債務問題への対応

- ・「東日本大震災被災中小事業者再生支援機構」（仮称）による既存債権の買い上げ、既往債務の一定期間支払猶予などにより、被災中小事業者への支援を行う。
- ・既存ローンの一定期間支払猶予と個人向け債権放棄ガイドラインの策定などにより、被災者個人の住宅などのローン負担軽減を支援する。
- ・支払猶予に対する金融機関への利子補給を行うための公的な基金を設ける。

◆「復興特別区域制度」の創設

- ・東北被災地域における本格的な復興に向け、東日本大震災復興基本法の規定に基づいて、規制の特例、財政・税制、金融支援などの特別措置を実施する「復興特別区域制度」を創設する。
- ・この特区制度の活用によって、積極的な被災地域への投資と企業誘致を促進し、産業の再生とあわせ雇用の確保につなげる。
- ・特区地域における法人課税については、復興のメドがつくまでの間は、減免措置を講じる。あわせて、投資に対する即時償却・税額控除制度、金融支援の拡充などを図る。

◆「東北復興銀行」（仮称）の創設

- ・本格的な復興を支援するため、既存の政策金融機関とは別の東北版・政策金融機関である「東北復興銀行」（仮称）を創設する。主として、東北地方

被災地のインフラ建設・企業再生の資金供給を目的とし、民間金融機関と協調して中小企業などの事業再生を積極的に支援する。

※融資債権は証券化して、民間資金を最大限活用する。出資は民間資本、政府、自治体に加えて、ゆうちょ銀行、簡保資金も活用する

◆復興に向けた公共投資の被災地中小事業者への優先発注

- ・インフラ復旧・整備などにおける公共投資については、地域の中小事業者の再生と雇用を確保するため、優先発注を行う。

◆震災・防災対策の強化

- ・企業における震災・防災対策の強化を促進するため、施設・設備の整備・補強等にかかる投資について、税制や金融支援の拡充を行う。

(2) エネルギー供給制約への対応

◆エネルギー政策の見直し

- ・当面は、電源及びエネルギー源の転換を図りつつ、電力会社間等での相互融通、自家発電の拡大、電力需給調整、節電・省エネで対応する。
- ・中期的には、エネルギー供給体制、需給見通しを含め、エネルギー政策を抜本的に見直す。

◆電力多消費型経済からの転換

- ・家庭における省エネ、エコ化の早期推進のため「節電エコポイント」（仮称）を創設し、旧式の冷蔵庫・エアコンの買い替え、LED照明の普及を促進する。住宅エコポイントは、改修工事の対象範囲などを拡充した上で、期限を延長する（現行は7月末までの着工）。
- ・事業所等における太陽光発電設備やLED照明の導入など省エネ投資を促進するため、税制、財政、金融面での支援措置を講じる。
- ・企業における夏期休暇等の長期化や輪番操業の徹底、在宅勤務の推進などを図る。

◆中期的な原発基幹型発電体制の見直し

- ・再生可能エネルギーの導入を促進するため、再生可能エネルギー買取制度の活用や、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税、新エネ研究開発投資減税の拡充を行う。また、自家発電の増強、コジェネレーション（熱電併給）の推進を図る。
- ・電力会社の発電設備投資計画の繰り上げなどにより、新たな発電設備の前倒しでの投資を促す。

- ・送電網の開放による地域分散型エネルギーの導入を促進する。日本全体での電力の安定供給に向けて列島縦断の直流高圧・大容量幹線送電網を整備する。
- ・スマートグリッドの早期導入を図る。

(3) 個人消費の回復に向けて

◆東北方面の有料道路の一時無料化

- ・復旧・復興活動並びに被災地域支援に資するよう、被災地域を含む東北方面の高速道路（自動車専用道路を含む）を一時無料化する。

◆復興の追い風に—各種イベントの開催

- ・被災地における復興をテーマとした「復興博」（仮称）の開催や再生可能エネルギー国際会議など国際会議の招致、被災地への観光振興を図るためのイベント（ex.花火大会など）の積極的な誘致を行う。

◆避難所から安定的な居住空間へ

- ・避難されている方が、早く日常の生活が送れるよう安定的な居住空間の確保に向けて、あらゆる施策を総動員する。
- ・国民に対して、沈うつな気分を払拭し「勇気・自信・希望」を与えられるよう、「芸術」「芸能」「スポーツ」などの文化政策の復興に向けた施策を講じる。

(4) 日本ブランドの復活と輸出の回復

◆原子力発電所事故による風評被害の防止

- ・東電福島第一原発の事故による日本ブランドの低下と日本に対する諸外国からの風評被害を払拭するため、公的検査機関による正確な検査を行うとともに、品質保証について徹底した情報開示を行う。

◆政府・日銀による適切な経済財政運営

- ・日本経済の状況を踏まえつつ、政府・日銀の連携を図り、必要に応じて機動的かつ適切な経済財政運営措置を講じる。特に、日銀に対しては、国債買いオペの増額を含めた一層の金融緩和策を図るよう要請する。

◆サプライチェーンの再構築と「ものづくり・日本」の再興

- ・世界的な素材部品供給基地である企業の打撃によってサプライチェーンが断絶し、国内外の産業に大きな影響を与えたことを踏まえ、国内外の調達先分散化によるリスク対策をはじめ、日本全体のサプライチェーンを再構

築する。

中長期的には、日本のものづくりに対する支援策を抜本的に強化し、新成長戦略として日本の技術力・ブランド力を保持・拡大する。

(5) 日本の信認維持へ——国債金利の上昇懸念の払拭

◆復興財源は、復興債を発行

- ・復興にかかる財源は、復興債を適切な規模で発行し、他の国債とは別勘定で管理する。償還については、次世代への負担の先送りとならないように道筋を明確にする。また、財政健全化に向けた目標は、これを遵守する。

◆新たな成長の種を育てる成長戦略の確立・実行

- ・国全体の産業競争力の底上げと震災後の事態を踏まえた新たな成長戦略の確立と実行で、日本の潜在成長率を高め確かな成長の基盤を確立する。